

分業と製造物責任（二）  
——日独の比較——

目次

- 一 はじめに
- 二 ドイツにおける分業に関する責任
  - (一) 過失による製造物責任
    - (1) 垂直的分業
      - ① 完成品製造者の責任（以上第四六号）
      - ② 部品製造者（供給者）の責任
    - (2) 水平的分業（以上本号）
    - (3) 混合形態
    - (4) ライセンス生産
  - (二) 製造物責任法による責任

鈴木美弥子

三 日本における分業に関する責任  
四 まとめと展望

(1) 垂直的分業

② 部品製造者（供給者）の責任

(a) 本来の任務領域における（供給物そのものに関する）義務

1 部品、原材料等の供給者は、通常は、部品等を製造し、アセンブラーが完成品の製造者であるように、これらの者も、また、部品等の製造者（以下、部品製造者とする）であり、したがって、部品等に欠陥があり、それがこれらの者に起因する限り、一般原則にしたがい製造物責任を負うことになる<sup>1)</sup>。

したがって、部品製造者には、原則として「製造者」一般の完全な義務があるといえる。ただし、この義務については、完成品製造者との関係で個別の事情によって具体的に規定され、また、修正をうける。

2 供給者の設計上の義務は、部品購入者（供給先）の部品に対する「安全性の期待」により規定されることになるが、これに関しては、供給先について、いかなるグループが想定されるかにより異なることとなる。すなわち、一般的な消費者と、専門的な加工業者では、技術知識、製品知識に差があり、また、製品に求めるレベルが異なることから、これらの者では、製品に対する「安全性の期待」について本質的な差異が存在するといえる。そして、部品の使用について、特定のグループを想定し、製品の表示、説明によって、また、閉鎖的な販路をとるなどして供給先を限定することは部品の製造者に任されており、このような措置を特にとらないのであれば、製造者の

義務は、購入が予測される全範囲のグループについての平均的な安全性の期待によって決せられる。

また、多様な製品に組み込ま可能な部品については、特にそれが工業において使用される場合には、生ずる可能性のある危険について完全に把握することは不可能である。それゆえ、使用目的が問題にされないまま完成品製造者に製品が供給される場合には、その製品は最小限の安全性を備えていれよとされる。しかし、供給者が、その部品の使用目的、あるいは完成品について認識しているのであれば、完成品について不適合な部品を供給してはならず、商品について型が指定されて注文されていない場合には、むしろ、供給部品が最適化されるよう努力しなければならぬ<sup>(2)</sup>。

さらに、供給者には、アセンブラーが部品の詳細に関し指示することに対して配慮すべき義務が存在する。アセンブラーの指示、供給部品の寸法、重量、負荷能力等の品質に関する契約（が特に締結される場合）は、アセンブラー、および、その他関与しうる者に対する供給者の安全確保義務の根拠となる。しかし、供給者が安全確保義務を負うことと、完成品製造者が部品に関して詳細な指示を行うことにより完成品製造者に課される義務が免ぜされるのかという問題とは無関係とされる。供給者は、部品がアセンブラーの要求に合致するのか、科学技術水準に従い配慮し、場合によっては、部品の供給を委託した者と協議しなければならぬ。ただし、この品質に関する契約については、実際は、必ずしも明確に定められるわけではなく、その一方で、これによって、供給の委託者については免責が認められなくなる。また、この場合、設計（および製造）に関して、受託者（供給者）は、取り決めた反対給付に照らし、契約の文言が許す限りで、契約上の義務を限定的に解釈しても、契約上も不法行為上も責任を問われない。しかし、委託者への指示は常に期待可能であり、したがって、供給者は、アセンブラーに、注文され

た部品が損害を惹起する前に、部品の詳細に関する不明確さについても指摘しなければならない。このことは、供給者が契約の文言を自己に有利に解釈する場合には、いっそう妥当する<sup>(3)</sup>。

3 また、製品の製造が、常に設計にしたがい、技術上最適に、そして、可能な限り一定の性質を保つよう行われるべきであることから、製品が個人の消費者であれ、工業的な加工をなす者であれ、すべての利用者に関して同じ製造水準が求められるようにも考えられるが、製造上の義務についても、供給先の使用目的にしたがい細分化され、危険コントロールのためにはいかなる措置が必要で部品製造者に期待可能なのかは、製品から生ずる危険の可能性に拠る。例えば、スプリングラーの管については、断裂した場合には作物の被害が生ずるにとどまるが、麻酔器具に問題が生ずる場合には、患者の死亡という危険がもたらされることからすれば、前者に関しては、一定のアウトスライサー率は受け入れられるが、後者の場合は、アウトスライサーについて妥協することは義務違反となる<sup>(4)</sup>。

供給者は、商品の型が特定されて注文されていない場合、委託者の使用目的を品質保証の際に考慮するよう努めねばならず、その際には、平均的な安全性の期待が問題となる。これに対して、供給製品の詳細な指示によって品質の要件が、それどころか、アウトスライサー率に関しても詳細に定められているならば、当然、最大限の注意が命ぜられ、定められた条件を達成しえないならば、供給者は供給の委託を引き受けてはならない<sup>(5)</sup>。

4 供給部品の典型的な危険に関する完成品製造者への教示義務は、供給者が使用目的の知識によりさらなる危険を推測しうる限りで存在する。これについては、完成品製造者の産業分野では一般に認識されていない場合に、また、危険そのものについては認識されていても、供給者が卓越した経験を有することにより提示することが可能な回避措置が認識されていない場合にも教示義務がある。しかし、そもそも使用目的が限定されない供給部品から

生ずる危険については、まず第一に、アセンブラーに責任があり、供給者はアセンブラーが義務を履行することを前提とし、その危険制御は、一般的には、完成品製造者が供給部品について専門性あるいは経験を欠くため義務にかなった取り扱いの際にも事情によつては直ちには制御しえない危険に限定される。

しかし、製造者が、自己に提供された供給部品を相互の情報提供や適性検査を行うことなく信頼し、供給者がそのことを認識している場合には、供給者は残存する非安全性をアセンブラーに指示しなければならぬ。もつとも、これを完成品製造者の立場で除去することは、これに関して契約による義務を引き受けない限り、供給者には義務づけられない。<sup>6)</sup>ただし、このような問題、義務の範囲については、個々の場合に、詳細な検討が必要であり、法的要素のみならず、事実的要素を含めて決せられるといえる。その例として、供給者が積極的に情報を入手し、検討しないままに供給が行われた以下の判決が存在する。

〔作業壇 (Arbeitsbühne) 事件〕

原告は、X社の開発した手法により塗装作業を行うX社の社員および経営者が関与する会社の社員であった。原告は、工場の五〇メートルのサイロでの作業中、もう一人の作業員とともにサイロの屋根の上に組み立てられた足場にかかっている作業壇の上にいたが、作業壇を昇降させる一・五馬力のギアモーターのウォーム歯車が損壊したことにより、二五メートルの高さから転落し、重傷を負った。

作業壇、足場、電動のギアモーターは、X社の所有であり、B (第二被告) は、X社に、Bが設計した設備全体を事故の少し前に売却し供給した。BはギアモーターをA (第一被告) の法律上の前身から購入した。このモーターについては、O社が製造したものである。

供給された後、X社は設備を最初にBの組立工の指示のもとドイツに設置して使用し、その後、機器はBにより洗浄され、X社により同社の職長の指示のもと（本件事故の起きた）オランダのサイロの上に組み立てられた。

事故の後、所轄官庁の調査が行われ、作業壇全体の重さを含め、四五〇キロという事故時の設備の負荷は過大であり、ギアモーターの回転軸はねじれ負荷と屈曲負荷に適合していないという結果の報告がなされた。

原告は、BがX社に供給した設備のなかに作業壇の重量と適合しない駆動モーターを組み込んだことを非難し、Aの法的前身は、Bの申立てに基づき、AがBに供給したモーターは弱すぎることを容易に確認でき、それはBもAの法的前身のカタログにより気づかねばならなかったと主張した。

〈判旨〉 控訴裁判所は、エンジニアL（合名会社であったAの法的前身の社員で、現在はA社の有限責任社員であり、支配人である）が、モーターの負荷性の判断にとって重要なあらゆる詳細に関して示された知識を入手することなく、Bが最初に注文した二馬力のモーターの代わりにBに一・五馬力のモーターを提示し、供給したことに、注意義務違反があったとした。

Lが、供給した電気モーターの使用目的の認識を有していたことに争いはないが、しかしながら、Bにより製造され、BからXに供給された設備全体の設計に関する詳細についても認識していたかは控訴裁判所では認定されていない。Aはこの認識について争い、Lが、外部昇降機の全重量を三五〇キロとして引き合いに出す、その申し立ての基礎となる技術データを認識していたにすぎないと主張した。Aは、専門家鑑定意見により、人間の昇降機の設計の際に屈曲モーメントを除去することは技術基準 (Regeln der Technik) であり、それは、特に設備が素人により組み立てられ解体されることになることから、Bによりなされるべき様々な措置により行われねばならな

かったことを立証し、Lが、Bがこの技術基準を遵守し、屈曲負荷が除去されたことを信頼してよかつたならば、回転軸・伝動シャフトの破壊にはいたらなかつたと主張した。

控訴裁判所はこの申立てを取り扱い、証拠の申立ての決定をなし、自身がこの技術的問題の判断に必要な専門知識を有し、これに拠ることを、少なくともより詳細に示さねばならなかつた。Aの申立ての考慮の際に、LがBが承認された技術基準を遵守し、自身で屈曲モーメントを除去するのを信頼することで十分であるのか、あるいは、設備全体の特別な危険、そして、おそらく個別的な、一般的な経験には基づかない種類の危険について、設備全体の設計を詳細に検査し、それに基づきモーターの負荷を生ずる屈曲力に関しても考慮しなければならなかつたのかという問題の検討が必要であつた。<sup>(7)</sup>

この判決は、Bが設計し、X社に販売した設備に組み込まれたモーターを供給したA社のLが、有していた認識にとどまらず、特別、あるいは、非典型的な危険を想定し、モーターが組み込まれる設備全体の設計を積極的に調査し、設備全体からして、これに基づき、いかなるモーターが適切か考慮する(Bに適切なモーターについて指示し、供給する)ことまで求められるのかについて、さらに検討が必要とされたのである。<sup>(8)</sup>

この他に、供給者の指示義務の限定に関する判決として、成形素材容器事件判決がある。

〔成形素材容器 (Plastikmassebehälter) 事件〕

塗装作業を行っていた原告と親方Wは、被告から購入した五〇キロの成形素材で充たされたブリキのバケツ(いわゆる塗料運搬用のブリキ缶)を可動の取っ手で地下室の階段を降りて運んだ。そこで、五ミリの強度の圧延針金からなる取っ手のひとつが運搬用ブリキ缶に溶接された留め具から外れ、原告は倒れ、左膝に重傷を負つた。運搬

用ブリキ缶を製造したのはG社であり、それを被告に供給した。被告はブリキ缶に成形素材を五〇キロ入れて市場に出しており、原告はそれを購入した。

控訴裁判所は、鑑定意見にもとづき、運搬用ブリキ缶が、五〇キロの成形素材で充たされたことにより、設計の際に考慮された安全性の余地がほとんど使い果たされ、いまや、突然、側面に約七キロの力が加かっただけで、取っ手を開かせ留め具からはずれる可能性が十分にあるという状態で、負荷が過大となっており、こうした状況のもと、被告が事故の原因としての被告の領域から生じた購入者への有責な危殆化を排除しなかつたため責任を負うとした。

〈判旨〉 被告がG製造会社に、三〇リットル $\parallel$ 二五キロの表示のもと提供されたブリキ缶に五〇キロの成形素材を充填することができるのかについて尋ねたことに争いはない。G社の支配人は、ブリキ缶は三〇リットル $\parallel$ 二五キロの収容能力が妥当であると回答した。被告が五〇キロを充填しうるかについては、被告自身が認識しなければならぬ。発言記録によれば、バケツが二五キロ(まで)しか適していないことは、被告には告げられていなかったことは正しい。しかしながら、提示された限界を超えた負荷に対する責任が彼に委ねられることは決定的である。おそらく被告が信頼してもよいとされたであろう、期待される供給者の確約は被告に明白には与えられなかった。被告自身、この領域において、自らの判断を可能にする信頼するに足る専門知識を有していなかったことに争いはない。被告はまた専門的に第三者に助言を求めなかつた。被告については、自身が認めたように、梱包は同一の計算で供給しなければならず、それゆえG社が同様に申し立てたように、重量のある容器の選択はその計算に大きく負担をかけたという経済的判断が前面にあった。それゆえ、被告は、軽量のブリキ缶に五〇キロいっばいまで



形成素材を充填し、市場に出した。たとえ製造会社が二五キロで負荷重量の限界に達していることを被告に積極的に説明していなかったとしても、ブリキ缶が五〇キロの負荷の際に実際にはもはや必要な安全性を呈しなかったならば、現状では過失はそのことにある。<sup>(9)</sup>

供給者には、完成品製造者による製品の適性の範囲とその制限の問題に対して、適正に、完全に、そして、弁解の余地なく、答える義務があるとされる。アセンブラーにとつて重大であるが、実際には供給者に責任のない具体的な危険に対する照会の際にも、供給者が軽減されることはない。製品の使用についての有責に誤った助言は、いずれにしても、用法にしたがった使用の結果に対する責任、すなわち、設計の欠陥、製造の欠陥に至り、それどころか、場合によっては、故意の良俗違反の侵害となる。<sup>(10)</sup>ただし、特に進んだ説明義務が存立しない場合には、供給者が製品の適性の問題について不知をもって説明してもよいとされる。<sup>(11)</sup> 本判決のケースでは、供給者は、一般的な使用の範囲での供給した容器の容量について回答（指示）したが、それ以上の、容器的な容量については触れておらず、後は、もっぱら、被告が、供給された（購入した）容器に形成素材を充填し、流通に置いたことの責任が問われた。本件は、容器の供給者と被告の間に特別の供給関係は見受けられず、供給者が不知をもって説明してよい、広範な説明義務が認められないケースといえる。

最終購買者、すなわち、完成品の使用者への供給者の指示（アセンブラーが、最終購買者にとつても重要な供給者の説明を最終購買者に回付するという形も含む）については、アセンブラーが供給者の製品をその適性（用法）の枠内で使用することを信頼しうる限りでは、要求されない。

しかしながら、以下の場合には、供給者の最終購買者への（完成品製造者を経由しない）独立した警告が必要と

される。まず、完成品製造者が明らかに供給された商品の負荷の限界を無視する、また、供給者の警告を放置し、あるいは、義務に違反し最終購買者に回付しない場合には、供給者による警告が必要である。さらに、この場合、最終購買者への警告では不適切、あるいは、不十分であるならば、例えば、供給停止、あるいは当局の介入といった、その保護のためにより有効な措置が必要と考えられる。これに関する主導権は、この場合の製造者の責任について劣位するといえる供給者に求められるが、ただし、それは、明白かつ重大な危険に関する場合に限定される。

例えば、部屋用ドアに六ミリの強度の板ガラスが備えられねばならないのに対して、ドアの製造者が安価な五ミリの板ガラスを使用したならば、板ガラスの供給者に（契約法により導かれる帰結にもかかわらず）取引関係を破棄し、営業監察にすでに供給された板ガラスが割れないということについて制限的にか保証できないという申立てをなすことまで課される。

また、この他に、完成品製造者に加え、供給者にも警告義務があるものとしては、最終購買者が供給部品の欠陥により危険にさらされたことが、完成品の流通の後に判明した場合がある。供給者が警告について完成品製造者（の組織等）を使用するかどうかは、技術的な問題であるが、いずれにしても、供給者は、アセンブラーが命ぜられた措置をとったか確認し、必要とあらば、そのような措置を意思に反しても遂行しなければならない。しかし、通常は、最終購買者への有効な警告は、中間品の組み入れがいったん断念される場合に、アセンブラーの積極的な支持（その顧客ファイル、販売業者）がなければまったく不可能である。この場合、完成品製造者が、供給者に対する契約関係とは無関係に、最終購買者に対して供給者が警告義務を履行する際には供給者を援助する社会生活上の義務を負うことに意義がある。この供給者を援助する義務は、通常の状態のもとでは、供給者の警告行動

の費用についての供給者の支払い能力、および、その準備とは無関係に課される。

ただし、この流通後に判明した危険が、供給部品の誤使用を原因とし、それが、完成品製造者にもつばら責任がある場合には、完成品製造者に優位的に警告義務があり、供給者には、アセンブラーが自ら、あるいは、危険の疑念を生じさせる根拠について明白に誤解し、その義務に従わない場合に警告義務が認められる。これについては、供給者にとり無関係な外部の完成品の理由なき品質低下について損害賠償義務が生ずることを供給者に期待してはならないことから、限定されるのである。<sup>12)</sup>

5 供給者は、製造者として、自己の製品が工業の加工において適しているのか見守らねばならない。したがって、供給部品に帰しうる完成品の危険に関する具体的な根拠すべてについて、完成品製造者とできる限り緊密な協同を図ったうえで監視を行い、自身でのテストが要求されるが、ただし、この（解明）義務は、供給者のその他の義務と期待可能性の範囲内でのみ存在する。したがって、供給者は、まず、自己の商品の欠陥を探し、それを排除することに集中しうる。他の者に責任がある不適合性、ならびに、商品の誤使用に関係する危険は、第一には、完成品製造者が対処せねばならない。もつとも、供給者が、この場合に、すでに行われた自己の研究により完成品製造者を援助しうるならば、当然のこととして、供給者は援助しなければならぬ。さらに、アセンブラーと供給者は、欠陥の疑いに際し、その研究と解明を容易にする情報や資料を、必要な場合には、相互に使用させなければならぬ。

それに対して、製造物の危険に関して具体的な根拠がない場合、供給者に完成品の能動的な観察をほとんど期待しえないといえる。それが供給者にとってそもそも可能であるとしても、それは完成品製造者を通じてなされるほ

うが、本質的により確実に、より経済的に行うことができる。したがって、供給者は、アセンブラーに供給部品の瑕疵に関する報告、知識を供給者に回付するよう指示することで通常は十分である。この完成品製造者の協働は、可能な限り、契約的拘束力をもって確保されるべきであるといえよう。<sup>(13)</sup>

6 リコールについての社会生活上の義務は、例外的に認められるものであるが、製造物の欠陥がその責任領域にある場合に、供給者にもリコールについての社会生活上の義務が課される。それに対して、完成品の欠陥（の疑い）がアセンブラーの供給部品の誤使用にもとづく場合には、アセンブラーのみにリコールの義務がある。リコール行動に関連する高額の費用に鑑みるならば、欠陥の疑いに理由がないことが明らかになり、また、第一に責任があるアセンブラーへの償還請求が、例えば支払能力が欠如し、果たされない場合もあることから、供給者には、補助的にすぎないとしても、リコールを率先して行い、その費用の負担を課すことはほとんど要求しえないであろう。

供給者に義務づけられるリコールの実行は、実際には、完成品製造者との緊密な関係においてのみ可能である。完成品製造者は、自身の側でも協力の義務がある。例えば、完成品製造者は最終購買者との接触を可能にする、あるいは、それを促し、場合によっては、なによりも返却された完成品の検査と修理の際に、契約工場、検査技術、製造技術、専門家を使用させねばならないとすることを通じて（少なくとも、自らリコールを直接に行わないことの代償として）協力する義務がある。<sup>(14)</sup>

(b) 完成品についての義務

注文された部品の供給ということ以外では、供給者は完成品の製造へは影響を及ぼすことはできない。供給部品

の使用についての説明は、完成品の製造に関する助言を含め、供給者は完成品製造者に対してなすことはなく、したがって、供給者には、完成品についての製造者の義務は原則として存在しないといえる。<sup>(15)</sup>

## (2) 水平的分業

1 垂直的分業が、完成品の製造のために他の者から部品・原材料等を調達し使用することにより完成品の製造にいたる過程におけるものであるのに対して、水平的分業については、製品を自己の主體的な利益において製品を流通に置こうとする者が、その製品の多数の生産段階を経る作業過程を他の事業者委ねる場合がこれに該当するとされる。<sup>(16)</sup>

水平的分業における責任に関しても、垂直的分業の場合と同様、分業に関与する者の責任は分業における任務の範囲により限定される。責任の方向性としては、作業の受託者については製品全体に対する包括的な義務を課すことは妥当ではなく、それに対して、作業の委託者においては、社会生活ではどうあれ製造過程の調整担当者が不  
必要に危険な製造物を流通に送らないことが信頼されるので、委託した作業に対して包括的な安全確保義務がある  
といえ、委託者は、自身が製造しない限り、自己の事業とは無関係な給付を完全に検査するか、あるいは、委託の  
遂行に一定の影響を及ぼすことにより、社会生活の信頼に適うとされる。<sup>(17)</sup> 個々の作業過程を外部の事業者に行わせ  
ることよってのみ利潤があがることも少なくなく、この作業のコントロールが委託者にとつて容易な場合もあれ  
ば、それが困難か、不可能なこともある。したがって、期待可能なコントロール費用はあらゆる製造段階で異な  
る。そして、垂直的分業と水平的分業の際に生ずる義務は同種のものといえ、垂直的分業についていえることは水  
平的分業の場合にも広く妥当するとされる。<sup>(18)</sup>

2 また、例えば、組立てということに着目するならば、完成品製造者（アセンブラー）は、一般的には、自己に供給された製品を自己のプラン（設計プラン）に基づき、自己の利益のために完成品に組み立て、加工する。これに対して、組立てを専門とする事業体は、主に、供給された個々の部品を、あらかじめ存在するプランに従い（すなわち、設計プランも、使用される個々の部品も予め提供されている）組み立てることに制限される。そして、組立てが、設計資料を提示する第三者の利益と委託において行われるのであれば、この製造は、委託者の水平的分業の枠内で行われる。<sup>19</sup>この他に、供給された部品について、予め提供されている外部の設計資料に基づき、自己の利益のために組立てを行うという、水平的分業による組立てが自己の利益のためになされるケースがある。

〔自走クレーン（Autokran）事件〕

原告である保険会社は、一九六二年に被告から自走クレーンを購入したW社の責任保険者であった。W社はこのクレーンを一九六七年二月二〇日に姉妹工場の土地で組み立てた。クレーンの腕にぶら下がっている二八トンの金属の煙突の組立ての最中に、調整装置の首のジャッキにある中間軸の回転軸がクレーンの腕の部分で損壊した。クレーンが煙突とともに姉妹工場のボイラー室の上へ倒れ、それにより約五〇万マルクの損害が生じた。原告は一九七〇年の終わりにW社の保険者として姉妹工場に和解により一〇万マルクを支払い、原告は被告に三万マルクの支払いを求めた。

クレーンの上部構造は、その種の車両について国際的名声を有する専門企業である被告のイギリスの親会社により開発され、被告は、中間軸の回転軸が組み込まれた、すでに完成したクレーンのボディを多くの部品とともにイギリスの姉妹企業から購入し、その際、なお少なくとも一部を完成させた。中間軸の回転軸の破壊、それによる

損害発生の原因は、控訴裁判所における専門家の援助の下に行われた認定によれば、小歯車の直前の断面のわたりの形成の欠陥であり、中間軸の回転軸の形成の欠陥は設計の欠陥によるものであった。さらに、回転軸は重大な領域で付加的な張力のピークが生ずるほど角張って仕上げられていた。

〔判旨〕 控訴裁判所が認めたように、被告はクレーン車をもう走るだけの状態にしていなかったことから、被告は、単なる自動車販売者とは区別される。なるほど、他人の製品をもつぱら販売する者は、特別な事情からそのような検査の根拠が生じ、あるいは、事件の事情により検査が考えられる場合に限り、商品の販売の前に危険のない性質について調査する義務がある。しかし、被告は、一部、なお最終組立ての義務があった。したがって、被告には自動車販売者よりも広範な社会生活上の義務があった。<sup>(20)</sup>

しかし、本ケースでは、この義務については、法と判例が製造者に課す厳格な義務を被告に服させるところまでのもものではなかった。その活動が、本質的には、他の事業者から自己に供給された部品からなる自動車、機械等を、同様に、もつぱら他の事業者が自己に自由に使用させているプランにしたがい組み立てることに制限される事業者は、製品をみずから設計し、それを自己に供給された部品から組み立てる製造者よりも、果たさねばならない危険防除義務は少ない。（コンデンサー容器判決<sup>(21)</sup>、巻き上げ機中間軸判決<sup>(22)</sup>）連邦通常裁判所により商品製造者に一般的に課される、供給された組込み部品の製造上の欠陥についての検査義務は、組立事業者にはほとんど転用しえない。組立事業者には、部品を設計上の欠陥について調査することについても、自身で設計した最終製造物のために組込み部品を使用する事業者よりも低い義務しかない。

したがって、控訴裁判所は、組立て供給を行うにすぎない事業者に、機器の設計を、その詳細に関し設計図と設

計の説明を手がかりに解明し、個々の部品をありうる製造上の欠陥について詳細に検査することを求めることはできないと当然に述べる。もつとも、最終組立てが設計の詳細な把握とそれを基礎とする事前の考慮を前提とするのであれば、設計に関して別のことが妥当する。しかし、この前提が充たされないのであれば、いづれにしても、設計がこの場合のように国際的な名声をもった特殊事業者からのものである場合には、設計の検査義務は、組立業者に課されない。もつとも、組立事業者の従業員は、その場合、製造上の欠陥に注意し、この欠陥が組立てについて生活上必要な注意義務を遵守するにあたり認識可能な限り、生じうる欠陥ある未完成製品を除去しなければならぬ。

このことは、なによりも本件に妥当する。というのは、被告はクレーン全体すら組み立てておらず、欠陥のある中間軸の回転軸を伴うすでに完成したクレーンの上部構造をイギリスから入手し、船で運搬するために分解されたクレーンの最終組立てを委ねられていたにすぎないからである。控訴裁判所が、被告はいずれの部品も、しかし、なによりも、すでに組み組まれた中間軸の回転軸を製造技術上の点で検査する必要はなく、その親会社により大量生産のために開発されたクレーンの上部構造が設計に関して当時承認された技術基準に適合していることを信頼してもかまわなかったという見解に至るならば、そこには法的過誤はみられない。したがって、被告は、組み立てられ完成した自走クレーンに注意をつくした機能検査を受けさせることに限定されてよい。しかし、その際、控訴裁判所が異議なく認定したように、被告は中間軸の回転軸の欠陥ある設計と製造を発見できなかった<sup>(28)</sup>。

この判決では、被告は、販売業者であるが、同時に、製品の最終の組立てを担うケースであることから、製造者としての側面も存在する。とはいえ、一般的な製造の分業のケースとは異なる。すなわち、一般的な完成品製造者



のように、自己の設計に基づき組み立てるわけではなく、また、一般的に単に組立てを委託される者のように、組立ては、自己が行った設計ではなく、あらかじめ存在する設計に基づき組立てが行われるものの、それは自己の主體的な利益において組み立て、販売することが予定されている。この場合、重要なのは、被告が法律上、販売業者、製造者、あるいは、これらに該当しない者なのかなど、いかなる発現形態のカテゴリーに入るものとして評価しうるのかということよりも、実際の製造における分業の状況に応じて、いかなる危険防除義務が課されるのかということであろう。<sup>(24)</sup>

最終的な組立てをなすことから、完成品を販売するにすぎない自動車販売者以上の義務が認められるものの、予め存在する他の者の設計にしたがい組立てをなすことに限定されることから、危険防除義務について、製造者の場合を超えることはないとし、これは、部品の設計上の欠陥に関し調査することについても、妥当すると述べられている。自己の設計に基づき、組み立てるのであれば、製造をなす自己の義務として、設計の検討、設計の一環として自己が使用する部品の適性ということがより大きく問題とされることになるに對して、設計について、国際的な声をもった事業者がなしたものであれば、（垂直的分業における場合のように）<sup>(25)</sup>それを信頼してよいとし、例外的に、自己の任務である組立てに関する、いわば一般的な義務の履行の範囲内で、部品の設計、製造上の欠陥を認識しうるのであれば、それを除去することで（明らかに欠陥のある製品の分別をなすことで）十分であるとする。<sup>(26)</sup>

さらに、使用上の安全に関して重大な疑念が生ずる際には、設計者、または、それぞれの供給者として協議が行われねばならず、それについては、事業に関与する者の内部において適切な指示をなすという形で配慮されねばならないとされている。<sup>(27)</sup>

当然のことであるが、指示に違反した組立てから生ずる製造上の欠陥については、設計者や供給者ではなく、組立事業者が責任を負う。また、指示上の欠陥および製造物観察上の欠陥に対して、組立事業者は、通常のアセンブラーと同様に責任がある<sup>28)</sup>。

3 委託者は、製品（その一部の場合も含む）を受託者（設計事務所）に設計させる、あるいは、製品に関する前提問題、疑問、専門的な問題を研究機関に依頼して法的拘束力をもって解明させることができる。

設計領域の仕事を引き受けた受託者は、原則として、製造者として、委託者からの詳細に基づき設計を行い、最新の科学技術水準にしたがい回避可能な危険をもたさないことに対して責任がある。委託者が契約の締結、あるいは、その他の根拠から、受託者が引き受けた仕事について責任をもって処理することが明らかな場合には、この責任は（特別の）契約を前提としなくとも認められる。受託者は、製造物の特殊な性質、および、設計と関連する製品全体の危険に関し委託者に詳細に情報提供しなければならない。

受託者は、そのプラン、あるいは、指示の逸脱から生じた危険に対して責任を負わない。完成品の利用者への警告、および、完成品に関する設計の欠陥の観察については、受託者は垂直的分業における供給者と同様の義務が認められる。これは、委託者側のみが最終購買者と接触があり、積極的な観察の前提が存在することに基づく<sup>29)</sup>。

委託者が責任を限定しうるのは、受託者の注意をつくした選定と監視、あるいは、受託者への契約による拘束により、場合によっては作業の結果への一定のコントロールにより、委託の遂行に影響を及ぼす場合に限ってである。特に重要なのは、安全性に係る作業を、信頼しうる、能力と設備の点から適当な事業体に委託することであるが、委託の遂行の質を委託者はまさにまれにしか検査しえず、通常は検査する必要もない。それに対して、大

量生産のために設計の変更がなされた場合、あるいは、他の理由から設計の適性に不明確性、疑念が生ずる場合には、再予測、事後測定、あるいは、テストの繰返しが命ぜられる。

欠陥ある設計による異常な危険の可能性が認められる場合、委託者は、安全性の瑕疵の根拠を少なくとも設計者へ再照会することにより究明する義務がある。設計者の回答が重大な疑念を生じさせるならば、委託者は、生じた問題を第三者の事業者あるいは専門研究所を通じて解明する義務がある。委託者自身が専門知識、技術設備、あるいは、その専門性により外部の給付について判断が可能であることに比例して、委託者には広範な義務が認められる。大量生産に移しうる技術的完成度にいたるまでの詳細で完全な設計が委託されるのか、あるいは、委託者の設計プランにより試験片のみ完成し、さらに、例えば、自動車について消音に関してのみ配慮すればよいのか、検査義務の枠内においても区別されねばならない。また、製造者が自身に必要な専門知識あるいは技術的設備を欠く場合には、設計の給付の委託、特に安全検査の委託の権利があるだけでなく、その義務があるといえる。<sup>30)</sup>

4 水平的分業において、製造そのものを委託することも可能である。製造を委託された者の責任を扱うものとして、エキスパンダー事件判決がある。

「エキスパンダー事件」

原告は、A社の支店からエキスパンダーを購入した。A社は、スポーツ用品メーカーのG社からエキスパンダーを購入し、それは、G社で設計され、組み立てられ、使用説明書をつけて包装されていた。被告は、G社の委託で、G社が自由に使用できる形での利用を前提として、噴入鑄造法でエキスパンダーのグリップを製造した。原告は、エキスパンダーのグリップを裸足の右足で押さえて立ち、右の腕を曲げて、別のグリップを上に取り上げる形

で利用していた。これを繰り返したところ、下のグリップが壊れ、エキスパンダーが跳ね上がり、原告の右目にあたり、失明した。原告はこれに関し賠償を求めた。

〈判旨〉 事故が原告の主張の通りに生じ、エキスパンダーのグリップの破壊が設計上の欠陥に基づき発生したことにについては争いはない。

控訴裁判所が、委託に従い、個々の製品、あるいは、個々の製品のパーツの製造を他の事業者のために引き受ける事業者も、製品の安全性に共同して責任を負うとしたことに法的過誤はない。なるほど、被告とG社で取り決められたような、いわゆる水平的分業においては、原則として、材料の選択を含め設計に関する決定権は注文者が有し、受託製造者には、なにより、製造上の責任が存在するという上告については認められる。しかし、そのような分業に関与する事業者はいずれも、他の者の製造への寄与に対して、一定の範囲で注意せねばならないので、受託製造者は自身が製造する最終製品、パーツ製品の設計に対する責任を全く免れるわけではない。受託製造者は、設計について、(エキスパンダーの製造者に求められるような)その危険性を検査する必要は認められないが、設計が製造上の欠陥を助長する場合に限って、受託製造者に義務が生ずるわけではない。受託製造者は、自己に委託された活動の遂行により設計の危険性が認識される場合には、受託製造者が、設計に対して責任を負う者がこの状況を十分に考慮していなかったことを認める根拠を有するはずである限りで、むしろ、常に、危険防除に寄与しなければならぬ<sup>31)</sup>。

製品(製品のパーツ)の製造のみが委託される場合、受託者の社会生活上の義務は、原則として、この活動についての取決め通りの遂行に限定され、受託者は委託された設計の適性を積極的に考慮する必要はない。しかし、受

託者は、設計が事情によつては危険をもたらすことを、直ちに、あるいは、製造の問題から認識し、しかも、委託者がそれを考慮していないのであれば、委託者に対する指示を行うなど、なんらかの危険防除措置をなさねばならない。これと同様のことは、製品の品質コントロールが委託される場合にも妥当するとされている。また、さらに、この機会に、受託者が委託者に対して設計の変更についての助言も行うとしても、受託者が設計の変更の正しさについて擁護することになるのかは通常の場合には明らかではなく、単なる変更の提案によつては完成した製造物についての共同責任は生じないとされる。<sup>(32)</sup>

受託者が製造に関与し、その点で製造者であるとされることによつて、委託者は製造についての責任から免れることはなく、委託者は受託者の注意をつくした選定と監視により免責される。委託は、その製造につき技術、組織、品質コントロールが十分に確保されている事業体によつてのみ行われなければならないといえる。しかし、責任における期待可能性からの限界ということから、ゼロパーセントというアウスライサーの率は供給製造物についても受託者にも（および、その選任についても）一般的には要求されえない。課された品質コントロールを受託者が実際に行うことに対する、委託者の命ぜられた監視の枠内でのコントロールは、必然的に間接的であり、本来的なものではない。というのは、実際上は、委託者は、製造事業体において、抜き打ちの抜き取り検査も行わず、自己の商品入荷検査による外部のコントロール措置も行わないからである。後者は、個々の製品の検査を通じてのみ有効に可能であるが、しかし、それは、分業の利点を無にするものである。その点で、商品の供給の場合と同様であり、委託者の監視義務は、受託者の適性に疑いが無い限り、製造物の抜き取り検査による調査によつて充足される。<sup>(33)</sup>

5 印刷物の作成の際にも、出版社と著者の間に水平的分業が存在する。責任を考慮するにあたっては、二つの作業段階に区別されることになる。ひとつは、著者による校了の確認(印刷許可)までの印刷文の作成、伝達、補足と、もうひとつは、許可された文章の版の印刷である。第一段階は、印刷物の「設計」の問題であり、第二段階は、「製造」の問題であるといえ、実際上は、原版の作成により始まる。この時点までは、許可された文章の個々のページや図表の取違えについては、設計上の欠陥が存在するとされる。この時点以後は、製造上の欠陥のみが考慮されるが、しかし、本の内容を改竄し、製品の危険性を生じさせる印刷の欠陥になることはほとんどないといえる。これに対して、自然科学に関する著作などで印刷前に生ずる欠陥については、危険が生ずる可能性がある<sup>34</sup>。このようなケースを扱ったのが、コンマ事件判決である。

「コンマ事件」

被告は、H博士の医学書を出版した出版社である。その医学書では、カーター・ロビンズ・テスト(検査)について触れており、この検査は、二・五パーセントの食塩水を一時間に六三〇cc m点滴し、尿値の動きを観察するものである。この本の第六版のこの検査に関する図表の記述では、コンマが欠け、正しい、「二・五パーセントの塩化ナトリウムを静脈内へ」ではなく、誤った、「二五パーセントの塩化ナトリウムを静脈内へ」と読めた。

一九六〇年に、Iが糖尿病の疑いのため来院し、医師Fは、その診断をつける目的でカーター・ロビンズ検査を行うことを決定し、主任医師Sに報告した。医師Fは、二〇パーセントの食塩水五〇〇cc mを作成し、その一部を点滴した後に、患者は意識を失い、記録によれば、他の病院に移送され救命された。原告は、医師の責任保険会社として患者Iの損害に対して費用を負担し、被告の出版社にその損害について責任があると主張し、その支払い

を求めた。

〈判旨〉 結局、出版社は、通常、校正を著者に委ねてもかまわず、それは社会生活上の義務に反しない。その遂行の態様に対する責任は、その場合、もはや出版社にはない。なぜなら、そのような場合には、著者は、控訴裁判所の見解に反して、校正行為について出版社の事業補助者（民法八三一条<sup>35</sup>）として見なされないからである。控訴裁判所の見解は、著者の独立した立場に適合せず、なによりも、著者が出版社に対して校正の義務があるのみならず、その権利もあるということに適合しないであろう。出版法が実際の慣行と異なり、校正義務を、第一に、著者ではなく、出版社に課そうしていることによつても、このことは何ら変わりはない。すでに出版社を少なくとも本の製作に関して「製造者」として見なそうとする場合には、むしろ、その点で、社会関係に適つた分業の方法で不法行為責任の一端を第三者に負わせることを前提とすべきである。このような形は、このほかにまた不法行為上の商品責任の領域でしばしば見られる。

もつとも、その内容、および、その目的により、印刷の欠陥が、特別な、事情によつては費用のかかる措置により確実に回避されることが必要とされる印刷物、および、そのような部分が存在し、例えば、数学、および技術に関する図表、建築の作業指針などがそれに教えられるであろう。医学の領域においても、おそらく、なによりも、危険な医薬品の配量、および、通常ではない、従来知られていない侵襲に関する指示が該当しよう。しかし、そのような場合も、出版社は、校正を著者に委ねたとしても、必ずしも社会生活上の義務に反するわけではない。この場合、出版社は、（まさに当該領域の印刷の欠陥の危険をもつとも良く判断可能な）著者が校正の誤りに対して状況に依つて特別な防止措置を講ずる準備も能力もあることを確認することを通じて社会生活上の義務を充足するこ

とが可能である。

しかしながら、この問題は、この事件では、控訴裁判所では一般的にH博士の第六版の本について、あるいは、まさに、新しくなされた原版に関して、印刷の欠陥の防止のために非常手段を必要とさせるような事情は認定されておらず、したがって、検討を進める必要はない。なるほど、その際、控訴裁判所が専門家の判断に基づき「事典」とした本を、医師が、従来知識のない検査の遂行の手引きとして使用し、その一方で、この検査の方法に関する文章が原告の著作を見るよう指示することについて考慮しなければならなかったことから出発してもよいであろう。しかし、このことで、食塩水の静脈への点滴が医師にとって普通の処置であることについては何ら変わりはない。控訴裁判所は、専門家の証明を取り上げることにより、医師であれば短時間でほぼ一六〇gの食塩が血液循環で広まることが肉体に不適合であることは周知のことであることを認めていた。そうであるのなら、図表において濃度を提示する際に、コンマの位置の欠陥を防止するための非常措置をとる根拠は存在しなかった。<sup>36)</sup>

原則として、医学事典の出版社は、事典を引くことにより示される医薬品の配合に関する印刷の誤りを回避する義務があり、この義務は、本の製造者、および、販売者ということから生ずるものである。出版社は、この義務を自己および、自己の従業員よりも、よりよく果たすことができる、出版社とは独立した存在であり、出版社の事業補助者ではなく、著作に関して特別な専門知識を有している著者自身に校正の委託という形で委ね、その責任を移すことが可能とされた。

しかし、医学の専門的な本は、治療を助言するものであり、健康被害を生じさせるような欠陥があつてはならないが、校正にあたり、その作業の繰り返しと単調さにより欠陥の見落としもありうる。これに対して、著者は、校



正について特別な報酬も、責任の特別な危険に見合う割増もない。それゆえ、著者は、軽過失の際には、出版社に責任の免除を要求できるとすべきことが指摘されている。<sup>(37)</sup>

6 製造者が事業の外部の者に製造物の危険に対する警告を委託することは、例外的なものであるが、例えば、多言語の警告の作成の際に翻訳事務所を関与させる、あるいは、専門の研究所が、製造物の危険について調査し、場合によっては、防止の指示を作成する任務を受け持つことが考えられる。多国間企業においては、その製造物に関する警告の指示を国内の子会社にその時々の実情と法規定に応じて作成させることが考えられる。流通している製品の監視の委託については、製品の想定される異常さを製造者に伝え、必要な（至急の）措置を自身でとる義務を択一的に、あるいは、その双方を果たすこととし、しばしば結びつけられている。

しかし、通常は、もっぱら、あるいは、第一に、製造者は危険全体をカバーする、使用者の警告にとつて必要な専門知識を有するが、必ずしもそうである必要はない。例えば医薬品の危険あるいは物質についての経験に基づき、危険に関する知識をより多く有する研究機関、専門化した事業体が存在する。少なくとも、近隣領域の大企業や国内にわたる販売網を有する販売者は、事情によっては、製造者よりも、製造物監視について、よりよき前提条件を有する。これらは、事業とは無関係な者の知識の欠缺を非常によく埋め合わせ、説明の領域においても免責的な分業が可能であることにつながる。なるほど、免責の範囲は、その時々々の委託の内容、および、説明について製造者がなおいかなる影響を及ぼせるのかによる。例えば、医薬品の流通の前に封入する説明書の作成の際に薬品の専門家に助言してもらおうのであれば、これらの者に使用の危険と併用についての説明を期待してもよい。しかし、まさに使用の誤りに対して警告するのか、その強力さゆえ、その結果も強調するのかの判断は、もはや薬品に関する

るものではなく、したがって、製造者により判断されるべきである。<sup>(38)</sup>

委託者については、免責は、委託者が説明を注意つくして選定した事業体、あるいは研究所に委託し、これらについて危険の可能性に適合するように監視することを前提とする。受託者として外部の製造物を監視し、あるいは、その危険に対して警告を行う者は、特別な責任を負う。というのは、その活動の結果は、しばしば重大な事件においてようやく調査がなされるからである。受託者は、引受け責任を回避するためには、委託者の契約責任とは無関係に製造物とその危険についての完全な知識について配慮し、すべての安全に関連する基礎（計画、資料など）の理解を旨とし、関係する科学技術の水準に従わなければならない。<sup>(39)</sup>

注

(1) 供給者が、部品の「製造者」として、製造物責任を負うことについては判例・学説とも異論なく認めているが、政策的な観点からすればまったく問題がないわけではない。例えば、部品の価値が完成品の価値（アセンブラーによる増加価値、利得）、発生しうる危険の程度に比例しないケースも多く、また、消費者の同一の危険に対して、アセンブラーと供給者が多重的に安全確保を行う必要性についても自明なことではないとの指摘が存在する。Uwe Diederichsen, *Wohn treibt die Produzentenhaftung?*, NJW 1978, 1281, 1286; Joachim Lemppenau, *Die Haftung des Zulieferer-Unternehmens nach den Grundsätzen der Produzentenhaftung*, DB 1980, 1679, 1680.

(2) Friedrich Graf von Westphalen, *Produkthaftungshandbuch Band 1*, 1989, § 25 Rz. 73 ff.

(3) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 77

(4) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 78

(5) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 79

(6) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 80

(7) BGH VersR 1970, 469, 470

(8) 作業壇事件判決では、最終製造者であるBの責任については、以下のように述べられている (BGH VersR 1970, 469, 470)。  
控訴裁判所は、Bのオーナーが、命ぜられた注意をなせば、一・五馬力のモーターの歯車の強度が、作業壇の使用の際に発生するねじれ負荷と屈曲負荷に耐えるには十分ではないことが認識可能で、また、認識すべきであったとし、Bのオーナーの注意義務違反を、彼が予定された二馬力のモーターの代わりに一・五馬力のモーターを供給するというLの提案を了承し、この作業壇の使用時の安全と適合しない、機器全体が使用のために解除され、委ねられるモーターとしては弱いものを組み込みこんだことにあるとした。

その使用が明らかに大きな危険と結びつく設備を設計し供給することを引受ける者は、社会生活上必要な注意を遵守せねばならない。それゆえ、Bのオーナーが必要な知識を有し、設備が完成後期待された負荷に適合するか自ら判断しえたのかは問題とならない。彼に部品分野について専門知識がない場合には、彼はLによりなされた予測が適切か、および、この予測が設計全体のすべての詳細を考慮したものなのか専門家により調査させねばならなかった。モーターへの付加的な負荷となるため、予測された力の伝達の態様、および、その際生ずる屈曲力を指示することは、Bのオーナーの任務であった。

Bのオーナーが、Lとの最初の話し合いで、Lに外部昇降機の全重量を、ガラス拭き設備について三五〇キロしか示さず、その際、空の作業壇一〇〇キロは考慮したが、必要とされる一七〇キロを考慮しなかったことについてさらなる過失がありえ、また、Bのオーナーの過失にとつて、屈曲モーメントを排除するためのAが主張する技術基準にしたがった可能でかつ必要な設備を、例えば、對抗軸受けを伴う延長された駆動軸により、あるいは、連結装置により駆動モーターと結びついた独立した駆動滑車により備えなかつたことのなかにいかなる意味があるのかが問題となるが、これについては、原告の共働過失 (事故一週間前にも落下事故があったことにより、安全装備、原告の現場監視、Bへの報告が必要かなど) とともに審理が必要である (とした)。

(9) BGH 1967, 498, 498 f.

(10) Westphalen, a. a. O. [Fn.2], § 25 Rz. 82

(11) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 83

(12) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 85 ff.

- (13) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 89 f.  
 (14) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 91  
 (15) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 92  
 (16) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 34; Maximilian Fuchs, Arbeitsteilung und Haftung JZ 1994, 533, 534; Joachim Schmidt-Salzer / Hermann H. Hollmann, Kommentar EG-Richtlinie Produkthaftung Bd. 1, 1986, Art. 3 Rdnr. 48ff.; Joachim Schmidt-Salzer, Die Bedeutung der Entsorgung- und der Schwimmerschalter-Entscheidung des Bundesgerichtshofs für das Produkthaftungsrecht, BB 1979, 1, 3f.  
 (17) 水平的分業の責任の枠組を示すものとして、廃棄物処理事件判決がある。商品製造の副産物として発生する廃棄物については、判例では、ある意味で、過失による製造物責任に服するとされている。しかし、廃棄物は、「製品として」流通に置かれるものを対象とする製造物責任法の責任には服せないとされている。  
 Gert Brüggemeier, Produzentenhaftung nach § 823 Abs. 1 BGB, WM 1982, 1294, 1299 f., 1306f.; Hans Klaudius Taschner / Edwin Frietsch, Produkthaftungsgesetz und EG-Produkthaftungsrichtlinie Kommentar 2. Auflage, 1990, § 1 RN. 61, § 2 RN. 25 f.; Schmidt-Salzer / Hollmann, a. a. O., Art. 2 Rdnr. 31, Art. 7 Rdnr. 29 ff.; Joachim Schmidt-Salzer, Produkthaftung 2. Auflage Band III/1: Deliktsrecht, 1990, 4, 919 ff., 4, 517; Westphalen, a. a. O., § 20 Rz. 12, § 25 Rz. 30 f.; Friedrich Graf von Westphalen, Produkthaftungshandbuch Band 2, 1991, § 61 Rz. 12 f., § 60 Rz. 44  
 [廃棄物処理 (Entsorgung) 事件] BGH NJW 1976, 46 f.

原告は市の給水所であり、廃油による給水所の流域の地下水汚染の結果生じた、調査井戸の設置、土壤・水質検査の回収・研究のための費用の賠償を求めた。廃油は、大企業である被告から出されたものであり、被告は、その搬出と、無害な焼却を、被告とは法的に独立している廃棄物処理業者に委ねていた。廃棄物業者は、処理施設を建設したものの、それは給水所の流域にあり、結局、建築許可が与えられず、その土地から立ち退いた。施設で大量の廃油が焼却されることはなかったが、地面に掘られた砂利の穴のなかに直接流しこまれたことが判明したため、漏出領域についてボーリング、土砂の掘り出しを行ったところ地下水にオイル状物質が広まっているのが確認され、それに関して、原告は調査費用を被告に請求するものである。

〈判旨〉 特別な予防措置もなく、環境への危険の原因となる廃棄物の生産者には、特別の行為規定や、例えば、八二三条二項

(保護法規違反による不法行為) から生ずる法律効果とはかわりなく、すでに、八二三条一項(絶対権侵害による不法行為)における社会生活上の義務に基づき、この(潜在的な)危険が第三者の損害を発生させないよう必要なことをなす義務がある。商品製造者が自己が流通に置いた商品についてそのような義務を負うのと同様に、廃棄物の生産者は、期待可能性と社会生活上の慣行の枠内で、製造の際に副次的に生ずるマイナスの価値の産物について配慮しなければならぬ。これが販売されるものではないということは、その生産(発生)が許容されているという事情と同様に重要ではない。製造者が危険源を作出したならば、製造者にとって可能で、しかも、強制可能な限りで、その危険源が第三者の危険に至らないようにすることが決定的なことである。

さらに、被告は、自己の廃棄物の貯蔵・処分を自ら行う必要はなく、これに関して必要な従属性を欠く、独立した、八三一条における事業補助者とはされない事業者に委託することが可能であるとされた控訴裁判所の判断は支持しうる。しかし、そのような場合には、被告は、この事業者の廃油の処理を通じて、第三者への侵害に対して必要な安全確保措置がなされることに配慮しなければならなかった。

社会生活上の義務を負う者は、自己が作出した危険源に対する責任について、他の立場の者が、契約に基づき、安全確保の義務を負うことによつて必ずしも常に免れるというわけではない。むしろ、社会生活上の義務を負う者は、状況により必要とされる場合(例えば、危険状況が高まった場合)、あるいは、委託された者が危険性、および、安全性の要件について十分に考慮しようとしているのかについて重大な疑いの根拠が生ずる場合に、委託された事業者の従業員を監視し、必要な場合には、自ら介入する義務がある。しかし、なによりも、社会生活上の義務を負う者は、必要な安全確保措置の遵守の保証を示すことができない事業者の助力を得る場合には、責任を免れることはできない、というのは、安全確保の任務をそのような事業者に委ねることを通じて、第三者への侵害の危険にもつぱら大幅に近づくからである。そのような場合には、社会生活上の義務を負う者は、独立した事業者を介入させることにより、危険源への影響可能性が自身について減じられることに拠ることはできない。受託者を注意をつくし探し求めることは、社会生活上の義務を負う者に委ねられている。委託された事業者の独立性を通じての影響が狭く限定されるほど、事業者を注意をつくし選定する義務は重大に受けとめられねばならない。それゆえ、社会生活上の義務を負う者は、信頼のできない事業者に助力を求めたことにより、自身が作出した危険が実現した場合には、責任を負う。

(18) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 94 ff.; Fuchs, a. a. O. [Fn. 16], 534; Schmidt-Salzer, a. a. O. [Fn. 16], 3 f.; Joachim

Schmidt-Salzer, Produkthaftung, Produkthaftpflichtversicherung, Betriebsorganisation und risk management, BB 1972, 1430, 1436

Schmidt-Salzer は、垂直的分業、水平的分業の場合を併せ、第三者の事業者を介入させることに對する責任として位置づける（介入の例として、原材料、部品の供給者の介入、および、設計作業、型検査、品質コントロールといった専門化された行為を請け負う受託者の介入を挙げる。前者は垂直的分業、後者は水平的分業におけるものといえる）。この第三者業者介入在責任（Drittunternehmer-Einschaltungshaftung）は、思想的には、民法八三一条の事業者補助者に関する責任（使用者責任）に沿うものと述べている。民法八三一条による責任は、事業者補助者の指図への拘束性が要件となり、使用者は、事業者補助者の適切な選任、指図による指揮、監視に對して責任を負う。使用者責任と第三者業者介入在責任の差異は、指図の拘束性の有無である。事業者補助者との関係で存立する指図の必要性と義務に對応するものとして、第三者業者との関係では、第三者業者がなすべき措置を十分に契約により定める義務が生ずる。いずれの場合も、義務の一部を第三者に移すものといえ、使用者責任は、それが事業内部のものであり、第三者業者介入責任は、事業者間のものである。両者の場合とも、社会生活上の義務を負う者が、自己に課される危険防除義務を、自身で履行するのではなく、その実際の実行を第三者に委ねることにより、果たすものであるといえる。

Schmidt-Salzer, a. a. O., [Fn. 16], 3 f.

ドイツ民法八三一条一項 ある事業のために他人を使用する者は、その他人が事業の執行につき第三者に對し違法に加えた損害を賠償する義務を負う。使用者が被用者の選任に際し、かつ、使用者が設備若しくは器具を供給し、又は事業の執行を指揮しなければならぬ限り、供給若しくは指揮に際し、取引に必要な注意をなしたとき、または、この注意をしても損害が発生したであろうときは、賠償義務は生じない。

民法八三一条による場合の責任を扱うものとして、以下の判決がある。

【ロープ留め具 (Seilschloß) 事件】 (BGH VersR 1959 104f.)

K建設会社が飛行場建設でO社から入手したクラムシエル掘削機で溝を掘っていたところ、グラブを上げた際に、有名な鋳造所である被告がO社のために見本に従い鋼鑄製で大量生産したジブの支点のロープの留め具が二つに割れた。この破壊は、製造上の瑕疵により、すなわち、熱を原因とする二つの大きな亀裂により生じ、それは、素材の横断面の七〇パーセントの弱化をもたらした。ロープ留め具の破壊によりロープが切れ、ジブがグラブとともに転倒した。パワーショベルの回転領域の外部で溝の

整地作業を行っていたHがこの一部にぶつかり、死亡し、Hの家族が原告となり損害賠償請求をなした。

【判旨】 被告の事業補助者は、著しい熱亀裂という製造上の瑕疵を伴うロープ留め具をO社に供給したことにより、Hの死亡についての無視しえない条件を設定した。そのような亀裂は、通常の事物の経過によっても、部品の破壊を生じさせるようになっており、したがって、死亡事故の原因となる性質がある。Hの死亡は、結局は正当化されず、したがって違法であった。

熱亀裂の形成は、注意深い製造の際でさえも、常に回避されうるとは限らず、具体的な場合を考えても、問題のない製造にもかわらず回避されえない。

亀裂が目視検査により認識しえず、それに対して部品のコントロールを委ねられている事業補助者が、その委ねられた任務を義務に従い履行したことの証明は被告にある。被告はこの証明をなすことができず、したがって違法の構成要件のメルクマールを排除できなかったことから、法的結論として八三一条一項一文の構成要件が存在するという、控訴裁判所の見解は正しい。

これにより、瑕疵あるロープ留め具の供給がコントロールの機能不全に基づくことから出発すべきであるので、被告は八三一条一項一文による免責には、この部品のコントロールを委託された労働者、あるいは、この者を雇い、統制しなければならぬ中間者が、注意深く選定され、教示され、監視されていたことを主張し、証明しなければならぬ。(本件では、問題の製造部品を供給した、まさにその期間に、コントロールを任された従業員、あるいは、少なくとも、その雇用と監視に対して責任がある事業責任者を示し、それに応じた免責の主張を行うことが被告に求められるが、被告はこれをなしていないとした。)

- (19) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 33 f.; 94 ff.; Fuchs, a. a. O., 534; Schmidt-Salzer / Holmann, a. a. O. [Fn. 16], Art. 3 Rdnr. 48 ff. 事美的な観点では「アセンブリングと水平的分業の一環としての組み立てについて区別することはできないが、それがいずれの者の利益のために行われているかという経済的なコンテクストにより区別されると明確に述べるものとして、 Schmidt-Salzer, a. a. O., 6f.

(20) BGH VersR 1977, 839, 840

- (21) BGH VersR 1960, 855, 856 この判決については、鈴木美弥子「分業と製造物責任(一)―日独の比較―」法学論集第四六号 六五頁以下(二〇〇〇年一月)において紹介している。

- (22) BGH VersR 1972, 559, 560 この判決については、リフトケージ事件判決として、鈴木美弥子 同前 六六頁以下において紹介している。

- (23) BGH VersR 1977, 840
  - (24) この点については、Schmidt-Salzer, a. a. O. [Fn. 16], 6
  - (25) Westphalen, a. a. O. [Fn. 2], § 25 Rz. 35 ff.; Walker Rolland, Produkthaftungsrecht, 1990, Teil II Rdnr. 71; Fuchs, a. a. O. [Fn. 16], 534; Schmidt-Salzer, a. a. O., 2 ff. 鈴木美弥子前出注(21)六五頁以下参照のこと
  - (26) これに対し、Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 65 ff.では、アセンブラーが自己が加工した外部製品の全危険に対して責任を負うことに対し、本件においては、同じく自己の主體的な利益において組み立て、販売することからすれば、なぜ組立業者が外部の設定を信頼してよいのかは明らかでないとする。
  - (27) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 67
  - (28) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 70f.
  - (29) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 98 f.
  - (30) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 100 f.; Fuchs, a. a. O. [Fn. 16], 534; Schmidt-Salzer, a. a. O. [Fn. 16], 3 f.; Schmidt-Salzer, a. a. O. [Fn. 18], 1436
  - (31) BGH NJW-RR 1990, 406, 406
  - (32) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 102
  - (33) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 103
  - (34) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 105
- 印刷物の欠陥に関する製造物責任については、以下の点が特徴的であるとされている。まず、製造物責任は、生命、健康、財産に関する損害をカバーするものであり、誤った印刷物による信用毀損、一般的人格権の侵害、営業の侵害については、出版法の観点の問題となる。また、実際の観点としては、過失による製造物責任の特徴である、原告は欠陥の存在を立証すれば、有責性の証明責任が被告に移るといって、いわゆる立証責任の転換については、原稿とゲラ刷りにより、その欠陥の原因と責任がたいていは明らかにされるであろうことからあまり大きな役割はないが、それよりも、この場合、欠陥に関しては、精神に媒介された因果関係が問題となることから、欠陥と損害の因果関係の表見証明の問題がより重要であるとされる。Klaus F. Röhl, Fehler in Druckwerken, JZ 1979, 369, 374 ff.



- (35) ドイツ民法八三二条一項につき、社(18)参照のこと
- (36) JZ 1971, 63, 64
- (37) Erwin Deutsche, Anmerkung JZ 1971, 65, 65 f.
- (38) Westphalen, a. a. O. [Fn. 2] , § 25 Rz. 108 f.
- (39) Westphalen, a. a. O., § 25 Rz. 110